

「民泊診断 .com」コンテンツをリリース

アヴァンス行政書士法人（本社：大阪市中央区、代表行政書士：田中 靖之）は、物件オーナー様や不動産管理会社様が保有・運営する不動産が、民泊施設として利用できる可能性があるか Web で簡単に診断できる「民泊診断 .com」コンテンツを2月1日（水）にリリースします。

「民泊診断 .com」

A. アヴァンス行政書士法人



<http://avance-plw.com/minpakusindan/>

※本コンテンツの診断結果は民泊許可（認定）を保証するものではありません。

実際の民泊許可（認定）には本コンテンツの診断内容以外に、消防法建築基準法、廃棄物処理法、諸条件等 様々な条件があり、監督各所と打ち合わせのうえ条件を整えて申請する必要があります。本コンテンツではその参考として利用できます。

サービス概要

世界有数の観光スポットである「日本」への外国人観光客は増加の一途であるが、受け皿となるホテル・民宿の数が需要を満たせておらず、自宅の空いている部屋や所有している家屋等を宿泊施設として観光客に貸し出す「民泊」のビジネスが賑わいをみせている。

しかし民泊の90%以上が民泊許可（認定）を得ず、違法（ヤミ）民泊が横行していることから、違法民泊を減らし近隣住民の方々が安心できる適法民泊が少しでも増えるように手軽に手持ちの物件が民泊が可能か否かを判断できるものはないかとの思いから本コンテンツをリリースいたしました。

同法人では、大阪市特区民泊の要件や大阪市において民泊稼働率の高い地域など調査した結果などを講演するセミナーも開催しています。

<http://avance-minpaku.com/>

アヴァンス行政書士法人について

アヴァンス行政書士法人は、【全てのお客様に常に質の高いサービスを、スピードを持って提供する】を事務所理念としている、行政書士法（昭和26年2月22日法律第4号）に基づく法律国家資格者である行政書士を構成員とする行政許認可手続の専門家集団であり、近年では民泊申請、在留許可申請（外国人誘致）を主力業務として運営している行政書士法人です。

民泊運営を検討されている方、在留許可（ビザ）についてお困りの方をトータルでサポートしています。

この件に関するお問い合わせ先

アヴァンス行政書士法人

特定行政書士 田中 靖之（たなか やすゆき）

E-mail : tanaka-y@avance-jud.com / 電話 : 06-6228-0458

〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜2丁目2-22 北浜中央ビル3F

URL : <http://avance-plw.com/>